

みんなで築こう 人権の世紀

～ 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ～

令和4年度長崎市人権問題講演会を開催しました！ 「インターネットと人権」

長崎市では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を目指して、市民のみなさまに人権への関心を高め、理解と認識を深めていただくため、毎年、人権問題講演会を開催しています。

今回は、インターネット上で誹謗中傷を受けた自身の経験と知識から、SNSの危険性及び対策について、タレントで一般社団法人インターネット・ヒューマンライツ協会代表でもあるスマイリーキクチさんにご講演いただきました。



講師
スマイリーキクチさん

参加者からは、「実体験を交えながらの話でよく理解できた」「話がとてもわかりやすく勉強になった」等の言葉が寄せられ、とても貴重な時間を会場全体で共有することができました。



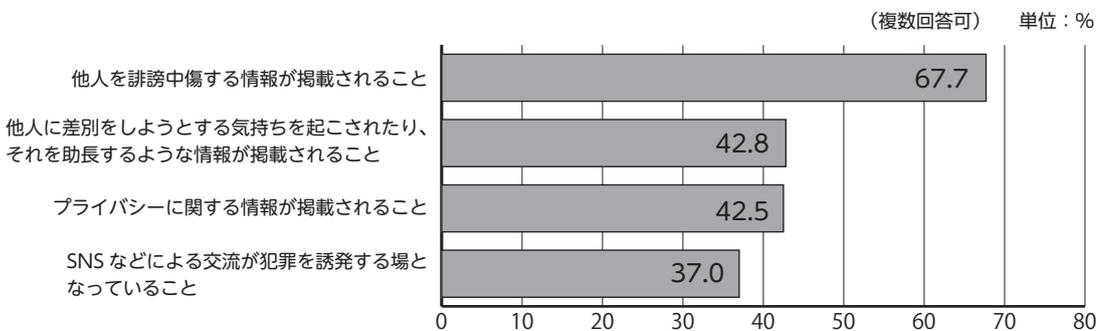
インターネットに関する人権問題とは？



ツイッター インスタグラム フェイスブック
Twitter、Instagram、Facebook・・・SNSと呼ばれるサービスはいろいろあり、使っている方も多いのではないのでしょうか。インターネット上では、とりわけこのSNSを使った誹謗中傷がニュースでも取り上げられ、問題になっています。他にどのようなことが人権問題だと思いますか？

内閣府が人権に関する世論調査をしています。結果の上位4項目を見てみましょう。

インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



長崎市人権
イメージキャラクター
ヒマワリさん



出典：「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査）（内閣府）
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/gairyaku.pdf>を加工して作成

身近にあるものだからこそ、使い方には気を付けなくちゃね！

あなたは大丈夫?その書込み

～インターネットを正しく使おう～

「誰もが同じく持っている大事な権利、それが人権です。」

「人権」は、人種や民族、性別などを超えて全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。そして、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利でもあり、あなたに人権があるように、当然、相手にも人権があります。

相手が目に見えないからといって、インターネット上、SNS等で誹謗中傷をすることは、人権侵害です。また、不確かな情報・嘘を広めることも人権侵害になります。



なぜ、誹謗中傷が増えているのでしょうか?

「誹謗中傷」と「批判意見」は違います。相手を否定したり、攻撃することは批判ではありません。他人を悪く言う「誹謗」と他人の名誉を傷つける「中傷」。

誹謗中傷は人権侵害です。匿名だからといって、何を書き込んでもいいと思いませんか?出所不明の情報を安易に拡散していませんか?

誰もが加害者にも被害者にもなり得るのです。



もしも被害を受けたら...

①SNSには、見たくない投稿を見ないようにするための「ブロック」や「ミュート」機能があります。その機能を使って少し距離を置きましょう。

②「通報」や「問い合わせ」からサービスの運営者に伝えることで、ルール違反の投稿の削除を依頼することができます。

③ミュートやブロック、削除依頼だけでは解決しない場合、匿名の発信者を特定して、損害賠償請求などを行うことも可能です。



どうすればいいんだ...



困ったら相談してみよう!

インターネットに関する相談は...

- 法務省 「インターネット人権相談受付窓口」
- 総務省 「違法・有害情報相談センター 相談窓口」
- セーファーインターネット協会 「誹謗中傷ホットライン」

インターネットの
お問い合わせフォーム
から相談できます!

第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画を策定しました

長崎市では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現をめざし、様々な人権課題について、「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を令和4年4月に策定しました。

この基本計画に基づき、長崎市だけでなく関係機関と連携しながら各種施策に取り組んでいます。ここでは、新たに主要課題として取り組む「性的少数者に関する取組」と、「犯罪被害者等に関する取組」についてご紹介します。



「性的少数者に関する取組」

性的指向、性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別に悩み、苦しんでいる方の人権について、長崎市でも啓発を行っています。

また、県内で唯一「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

この制度は性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓したことを証明するものです。周知用のガイドブックを作成・配布し、市民に性的少数者の人権について理解が深まるよう取り組んでいます。



宣誓をすると、パートナーシップ宣誓書受領証が発行されます。

「犯罪被害者等に関する取組」

犯罪被害者やその家族・遺族は、身体や財産などに対する直接的な被害だけでなく、精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた言動等、様々な二次被害に苦しめられることも少なくありません。



犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性などへの理解を深めることで差別や偏見をなくすことをめざしています。

相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携・協力して犯罪被害者等に寄り添った支援を行っています。

私たち一人ひとりが、人権を身近な問題だと認識し、毎日の生活の中で人権に配慮した行動を取れるようになりましょう。



R4人権週間キャンペーンでの掲示の様子

みんなに身近な相談者 ～人権擁護委員さん～

人権擁護委員について、皆さん知っていますか?人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、地域の皆さんの人権相談や問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

長崎市の人権擁護委員の皆さん(R5.1.1現在50音順 敬称略)

合澤 憲一郎	鮎川 泰輔	大岩 道子
加藤 正美	川口 恵美子	栗山 洋子
黒岩 英一	澤谷 修造	椎木 紀子
杉本 良和	田中 久美子	田中 法斉
種田 和彦	寺井 徳子	中路 秀龍
永間 逸男	奈良崎 光広	納富 重信
野口 一男	福田 誠司	松村 正信
宮地 一重	村川 和彦	

人権擁護委員の皆さんは、人権相談をお聞きするほか、地域の小学校や企業などへ訪問し、人権について正しく理解していただく活動をしています。



このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 名誉棄損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された

※様々な相談方法があります。(相談先については、裏面相談窓口一覧参照)



人権の花運動の成果物掲示の様子

窓口の ご紹介

アマランス相談（相談専用電話）095-826-4417

長崎市人権男女共同参画室

夫婦や家族、恋人のこと、職場や地域での人間関係、セクハラ、DVなど。

- 女性相談員一般相談 ※予約優先 毎日 10:00～12:00/13:00～16:00 (12/29～1/3を除く)
・水曜日は夜間電話相談も行っています。 水曜日 18:00～20:00 (祝日・12/29～1/3を除く)
- 法律相談 ※一般相談後、要予約 金曜日 13:00～16:00 (祝日・12/29～1/3を除く)
- 心の健康相談 ※予約優先 月2回 13:00～16:00



相談種別	機関名	電話番号	備考（相談できる時間帯・内容等）
人権擁護委員への窓口相談	長崎地方法務局 人権擁護課 (常設人権相談所)	820-5982	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15 〒850-8507 長崎市万才町 8-16
人権擁護委員への電話相談 ※全国共通ダイヤル	みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
	子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15 ※通話料無料
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
	外国人人権相談ダイヤル	0570-090-911	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 対応言語：英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語
こどもに関すること	こども・子育てイーカオ相談 (長崎市子育てサポート課)	822-3725	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 子育て全般 ※Eメール相談（子育て応援情報サイト「イーカオ」）
	長崎市教育研究所	0120-556-275	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 いじめ、不登校、ひきこもり等 ※通話料無料
高齢者に関すること	虐待相談専用電話 (長崎市高齢者すこやか支援課)	827-6499	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 (夜間・休日は市役所代表Tel:822-8888) 高齢者への虐待
福祉に関すること	長崎市障害福祉課	829-1141	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 障害のある方のためのサービス等
	障害者虐待防止センター (長崎市障害福祉課)	829-1800	24時間対応 障害のある方への虐待
	長崎市中央総合事務所 生活福祉1課、生活福祉2課	829-1144	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 生活保護に関すること
	長崎市東総合事務所 地域福祉課	894-1247	
	長崎市南総合事務所 地域福祉課	898-7860	
	長崎市北総合事務所 地域福祉課	814-3400	
	長崎市生活支援相談センター (長崎市社会福祉協議会)	828-0028	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 生活費や仕事に関すること
外国人に関すること	国際法務相談 (長崎市国際課)	842-3783	第2木曜日（8月のみ第1木曜日）14:30～16:30 在留資格・永住・帰化手続き等 ※通訳（英・中・韓）が必要な場合は要予約
	長崎県外国人相談窓口 (長崎県国際交流協会)	820-3377	月～土（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 出島町 2-11、出島交流会館 1階 在留資格、仕事、生活などに関する相談。※電話、メール、面談 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語含む 22言語
感染症等に関すること	長崎市地域保健課	829-1153	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 HIV（エイズ）等、感染症に関すること
性的少数者に関すること	長崎県人権教育啓発センター (長崎県人権・同和対策課)	090-5939-5095	LGBT相談デー 第3土曜日 9:30～13:00
犯罪被害者等に関すること	犯罪被害者等支援総合相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1211	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30
被爆者に関すること	長崎市原爆被爆対策部 援護課	829-1149	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 被爆者の健康や生活に関すること
その他	市民相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1231	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 市政相談、一般相談 ※その他の専門相談（法律相談等）は日時が異なるため市民相談窓口（自治振興課）へお問い合わせください。
	消費生活相談専用電話 (長崎市消費者センター)	829-1234	火～日曜日、祝日（年末年始を除く。月曜日が祝日の場合はその翌平日が休み）10:00～17:00 悪質商法、多重債務など消費生活に関する相談

本人通知制度に登録しませんか？

長崎市では、住民票などの証明書を第三者（代理人を含む）に交付した場合に事前登録者にお知らせする本人通知制度を実施しています。

本人通知制度により、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

登録申込受付場所 地域センター（黒崎、池島、長浦事務所を含む）※郵送での申込可

お問い合わせ先 長崎市役所代表あじさいコール Tel 095-822-8888

※登録、通知にかかる手数料はかかりません。

- 本人通知制度登録申込書（各地域センターに設置）
- 本人確認書類（運転免許証など）が必要です。



法務省人権擁護局 ネットを活用した人権侵害をなくそう
そのカキコミ、誰かを傷つけてない？
人権イメージキャラクター 人KENましろ君

法務省人権擁護局 ちょっとまって!!! そのカキコミ、本当に大丈夫？
人権イメージキャラクター 人KENましろ君・人KENあゆみちゃん

